

令和5年度監査実施計画

太田市監査基準第7条の規定に基づく令和5年度監査の実施計画を次のとおり定める。

1 監査事項

太田市監査基準に基づき監査等を実施する。

2 監査等の種類

(1) 財務監査（定期監査・随時監査）

(2) 行政監査

(3) 財政援助団体等監査

(4) 決算審査

(5) 例月出納検査

(6) 基金運用審査

(7) 健全化判断比率等審査

(8) その他法令の規定による監査

（議会の請求監査、長の要求監査、直接請求監査、住民監査請求、職員の賠償責任に関する監査）

3 監査等の時期及び対象部署

監査等の時期・対象部署については、別表のとおりとする。行政監査、財政援助団体等監査については、監査委員が必要があると認める時に実施する。また、その他法令の規定による監査については、要求・請求があったときに実施する。

4 監査等の実施体制

監査等の実施にあたっては、事前に資料及び関係書類・帳簿の提出を求め予備監査を行う。本監査当日は関係職員の出席を求め監査する。

5 監査等の結果報告

監査等の実施後は、監査結果報告書等を作成し、速やかに市長及び市議会並びに関係機関に報告する。

別表

令和5年度 監査等の時期・対象部署

時期	対象年度	区分	対 象 部 署	予定期日	
4月	令和4年度会計分	定期監査等は5月から実施する。		—	
5月		定期監査	消防本部 消防総務課 予防課 警防課 救急課 通信指令課 中央消防署 東部消防署 西部消防署 大泉消防署 ・・ <u>消防本部にて実施</u>	5/16	
6月		定期監査	産業環境部 産業政策課 観光交流課 環境対策課 脱炭素推進室 清掃事業課 教育部 教育総務課 学校施設管理課 文化財課 生涯学習課 学校教育課 市立太田高校	6/13	
6月～9月		決算審査等	一般会計・各特別会計決算審査及び基金運用審査、 下水道事業等会計決算審査、健全化判断比率等審査		7/ 4 5 6 7
10月	令和5年度会計分	定期監査 (学校監査)	小中学校、義務教育学校 (対象学校数：小学校13校、中学校9校 計22校) ・・ <u>現地監査対象校にて実施</u>	10/19	
11月		定期監査	総務部 総務課 財政課 管財課 契約検査課 危機管理室 市民税課 資産税課 収納課 選挙管理委員会事務局 公平委員会事務局 固定資産評価審査委員会事務局	11/10	
12月		定期監査	秘書室	健康医療部 健康づくり課 新型コロナウイルス感染症対策室 国民健康保険課 医療年金課 介護サービス課	12/14
			企画部		
			福祉子ども部		
			会計課		
1月		定期監査	都市政策部	都市計画課 建築指導課 市街地整備課 まちづくり推進課 道路整備課 道路保全課 建築住宅課 下水道課 行政事業部 事業管理課 花と緑の課 用地管理課 用地開発課	1/17
			市民生活部		
2月		定期監査	文化スポーツ部	市民そらだん課 市民課 交通対策課 地域総務課 中央地区振興課 南地区振興課 東地区振興課 北地区振興課 尾島地区振興課 新田地区振興課 藪塚地区振興課 文化スポーツ総務課 文化課 学習文化課 美術館・図書館 芸術学校担当 スポーツ振興課 スポーツ学校担当 スポーツ施設管理課 議会事務局 議会総務課	2/14
			議会事務局		
	農政部				
3月	定期監査	農業委員会事務局	農業政策課 農村整備課	3/12	
行政監査等				8月～11月	
定期監査(工事監査)：建築又は土木関係工事監査				1月～2月	
例月出納検査				毎月25日	

※定期監査・決算審査等は、原則として本庁内11階の監査委員室にて実施する。
 ※例月出納検査については、やむを得ない事由があるときは期日を変更する。

